次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表） Ⅰ．　［略］ Ⅱ．国際連合安全保障理事会決議第1483号23(a)の対象となる団体を以下のとおり指定する。 1．　［略］ 2．　削除 3．～208.　［略］	（別表） Ⅰ．　［同左］ Ⅱ．国際連合安全保障理事会決議第1483号23(a)の対象となる団体を以下のとおり指定する。 1．　［同左］ 2．　イラク再保険会社 IRAQ REINSURANCE COMPANY （活動）再保険業務 （所在地）イラク、バグダッド、アル・フラーニー広場 （詳細）再保険業を独占していた公的企業。前政権では、財務省の下にありバグダッドに本部があった。直近の公表された資本（1980年）は３億イラクディナールであり、カイロに本部があるアラブ保険連合（Arab Insurance Federation）の一部である。前社長は今次紛争の終了時に解雇され、ファード・アブドゥッラー・アジズが引き継いだ。 3．～208.　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○外務省告示第十三号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第四百二号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十九年十二月二十六日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（b）、第千三百三十三号８（c）、第千三百九十号２（a）、第千九百八十八号１（a）、第千九百八十九号１（a）、第二千二百五十三号２（a）及び第二千二百五十五号１（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十九日

外務大臣　河野　太郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表） 1．～162.　［略］ 163.　削除	（別表） 1．～162.　［同左］ 163.　ザイン・アル・アビディン・ムハンマド・フセイン（別名：(a)アブド・アル・ハディ・アル・ワハブ(b)ザイン・アル・アビディン・ムハンマド・フサイン(c)ザイン・アル・アビディン・ムハンマド・フサイン(d)ゼイヌラビディーン・ムハンメド・フセイン・アブ・ズベイダ(e)アブ・ズバイダ(f)アブ・ズバイダ(g)タリク・ハニ） ZAYN AL-ABIDIN MUHAMMAD HUSSEIN (a.k.a. : (a)Abd Al-Hadi Al-Wahab (b)Zain Al-Abidin Muhammad Husain (c)Zayn Al-Abidin Muhammad Husayn (d)Zeinulabideen Muhammed Husein Abu Zubeidah (e)Abu Zubaydah (f)Abu Zubaida (g)Tariq Hani) 称号：不明 役職：不明 生年月日：1971年３月12日 出生地：Riyadh, Saudi Arabia